

今号の主な内容	
2面	新宿区年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)
5面	6月1日開設の認可保育園新入園児を募集
8面	新宿区公共の場所における客引き防止条例の一部改正 副区長・教育長が就任

# 広報 しんじゅく

「新宿力」で創造する、  
やすらぎとにぎわいのまち

平成28年(2016年)

4・5

第2171号



しんじゅくコール

☎03(3209)9999 FAX03(3209)9900  
土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)  
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03(3209)1111  
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>  
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用二次元コード

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせ・申し込みをご希望の際は、しんじゅくコール☎03(3209)9900をご利用ください。

## 地震に強い住まいのために



昭和56年(1981年)6月の建築基準法の改正で、建物の耐震基準が強化されましたが、昭和56年5月31日以前に着工した建築物は「旧耐震設計基準」で設計されているため、耐震診断で地震に対する安全性を調べるのが重要です。

区では、昭和56年5月31日以前に着工した建築物を対象に、建築物の耐震診断や耐震改修工事への補助など、耐震化支援事業を進めています。今回は、28年度からの主な拡充点をお知らせします。地震に強い住まいをつくるため、区の支援事業をご活用ください。

【問合せ】防災都市づくり課(本庁舎7階)☎(5273)3829・FAX(3209)9227へ。



### 補助対象者を拡大

## 木造住宅の耐震改修工事費補助

補助対象者の要件「世帯所得が800万円以下」を撤廃

予備耐震診断のための技術者派遣(無料)を行い、その後耐震診断・補強設計(下記)に基づいて耐震改修工事を行う場合に、費用の一部を区が補助する「耐震改修工事費補助」について、4月から「世帯全員の所得金額の合計が800万円以上の方」も対象になりました。補助金額等詳しくは、防災都市づくり課へお問い合わせください。

【耐震改修工事費補助の対象者】個人の場合、次の全てに該当する方

- ▶補助申請者を含む世帯全員が住民税を滞納していない
  - ▶区の耐震診断登録員が実施した診断・設計に基づいて工事を実施する
- ※法人・区分所有者の場合は、ほかに要件があります。

#### ●予備耐震診断のための技術者派遣(無料)と耐震診断・補強設計への補助

区では、木造住宅の耐震化をさらに進めるため、右記の建築物について、予備耐震診断のための技術者派遣(無料)を実施しています。予備耐震診断の結果、耐震補強が必要となった場合、耐震診断・補強設計に補助します。

【対象建築物】昭和56年(1981年)5月31日以前に着工した木造2階建て以下の住宅・共同住宅・店舗等併用住宅等

### 補助の期限を1年延長

## 特定緊急輸送道路沿道の建築物への補助

平成29年3月末まで

#### ●耐震診断・補強設計・耐震改修工事費等の一部を補助しています

補助の期限を、29年3月末までに延長しました。対象となる建築物の要件や補助金額等詳しくは、防災都市づくり課へお問い合わせください。

#### 【特定緊急輸送道路とは】

緊急輸送道路は震災時には円滑な救助や物資輸送を担い、応急活動の中心となる防災拠点を結ぶ重要な道路です。東京都の条例により、緊急輸送道路のうち特に耐震化が必要な道路を「特定緊急輸送道路」とし、沿道の建築物に耐震診断を義務付けて、重点的に耐震化を進めています。

#### 区内の特定緊急輸送道路

- ▶甲州街道 ▶新宿通り(国道20号の区間) ▶目白通り ▶新青梅街道
- ▶青梅街道 ▶公園通り(都庁第一・第二本庁舎と新宿中央公園の間の道路)
- ▶靖国通り(青梅街道～区役所第1分庁舎前の一部区間)
- ▶首都高速道路(4号線・5号線・中央環状線)

## 首都直下地震に備えましょう

# 家具の転倒防止対策を支援しています

### 家具転倒防止器具の訪問調査と取り付け(無料)

【問合せ】危機管理課危機管理係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎4階)☎(5273)4592・FAX(3209)4069へ。

区では、専門業者をご自宅に派遣し、設置場所に適した器具や取り付け方法を相談・調査した上で、無料で器具の取り付けを行っています。器具は適切に取り付けないと、転倒防止の効果が下がります。区の支援事業を、ぜひご利用ください。

【対象】区内在住の方

【対象となる家具】タンス、戸棚・棚類、冷蔵庫、テレビ

※住宅部分にある家具で、区の指定器具で取り付けが可能なものに限ります。

【費用】器具の購入は利用者負担。区が派遣する専門業者から購入するか、事前に準備してください。

※天井や壁等に補助工事が必要な場合の費用は利用者負担

【申込み】所定の申請書を郵送・ファックスまたは直接、危機管理課危機管理係へ。申請書は危機管理課・特別出張所で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。

※毎月25日までに受け付けた申請分について、翌月5日ごろまでに決定通知書をお送りします。後日、訪問日等を調整するため、業者から電話連絡します。

器具の種類	転倒防止板	突っ張り棒	ベルト式金具・L字型金具
	家具の前下部に挟み込む	家具と天井の間に設置	家具と壁をベルト等をつないでねじ止め
	小		大
	家具転倒防止効果		
	※突っ張り棒・ベルト式金具の設置には、天井・壁に十分な強度が必要です。		

### 災害時要援護者名簿に登録している方・生活保護を受けている方へ

家具転倒防止器具(5点まで)を無料で配布し、取り付けも行っています(無料配布は1回のみ)。

★災害時の避難等に支援が必要な方を事前に把握するため、本人の申し出により、災害時要援護者名簿を作成しています(登録者から優先的に救出する名簿ではありません)。

【名簿の登録対象】▶75歳以上のみの世帯、▶介護保険の「要介護3」以上、▶認知症の方、▶障害のある方、▶難病等で特別な医療ケアを受けている方ほか

※名簿への登録について詳しくは、地域福祉課福祉計画係(本庁舎2階)☎(5273)4080・FAX(3209)9948へ。